



安全・訓練等の実施について（通知）

技術基準の種類: 安全対策
通知日: 平成12年6月19日

管 第 200 号
平成12年6月19日

部内各課（室）長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長

} 様

土 木 部 長

安全・訓練等の実施について（通知）

このことについては、平成4年5月12日付発管第29号で通知したとおり、各工事現場において全ての作業員を対象に毎月1回、半日以上時間を割り当てて実施することとしておりますが不統一が見られます。については、工事現場における「安全・訓練」として考えられる項目を、下記に示しますので各工事現場の指導をお願いします。

なお、下記以外においても工事の時期及び内容等を勘案し、最も効果的であると判断したものについては適宜実施してください。

記

- 1 安全活動のビデオ等による視覚教育
- 2 工事内容等の周知徹底
- 3 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4 工事における災害対策訓練及び避難訓練
- 5 工事現場で予想される事故対策
- 6 その他、安全・訓練等として必要な事項

また、「安全・訓練」を日々実施する場合等は、月合計で半日以上実施してください。

ただし、安全関係法令等による活動は、鳥取県土木工事共通仕様書第1-1-36でその周知を定めているため、安全・訓練等の実施項目に含みません。